

防地防第1319号  
26. 2. 6  
一部改正 防地防(事)第65号  
27. 11. 13

各地方防衛局長 殿

事務次官  
(公印省略)

防衛施設周辺防音事業補助金交付要綱第2条第2号に規定する別に  
定める施設について(通達)

標記について、防衛施設周辺防音事業補助金交付要綱(平成19年防衛省訓令  
第121号。以下「訓令」という。)第2条第2号の規定に基づき、下記のとおり  
定められたので通達する。

#### 記

- 1 都道府県及び市町村以外の者が設置する施設のうち、厚生労働省が定める認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について(平成17年雇  
児発第0121002号)による証明書の交付を受けていない施設
- 2 当該施設の保育室等の総面積(訓令第2条第2号に規定する事業を行うに際  
し補助事業者が面積を増やす場合は、当該面積を含む。)が、次の各号に掲げ  
る面積を確保していない施設(へき地保育所(児童福祉法(昭和22年法律第  
164号)第39条に規定する保育所を設置することが著しく困難であると認め  
られる地域に設置される児童を保育するための施設であって、都道府県知事  
(指定都市及び中核市の市長を含む。)が指定したものをいう。)を除く。)
  - (1) 1日に保育する乳幼児の数が20人以上の施設厚生労働省が定める保育所の設置認可等について(平成12年雇児発第2  
95号)第1に規定する定員の最小定員(20人)に、当該施設が所在す  
る都道府県(指定都市及び中核市を含む。)が児童福祉法第45条の規定

により条例で定めた基準における乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室の乳幼児1人当たりの面積のうち最小のものを乗じて得た面積

(2) 1日に保育する乳幼児の数が19人以下6人以上の施設

児童福祉法第6条の3第10項に規定する定員の最小定員(6人)に、当該施設が所在する市町村が児童福祉法第34条の16の規定により条例で定めた基準における乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室の乳幼児1人当たりの面積のうち最小のものを乗じて得た面積